

香川県種雄畜検査条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年1月4日

香川県知事 浜 田 恵 造

### 香川県規則第1号

香川県種雄畜検査条例施行規則の一部を改正する規則

香川県種雄畜検査条例施行規則（昭和30年香川県規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(疾患の種類) 第4条 略</p> <p>(1) 伝染性疾患 ア 略 イ 豚にあっては、オーエスキー病、豚繁殖・呼吸障害症候群及び豚テシオウイルス性脳脊髄炎</p> <p>(2)・(3) 略</p>	<p>(疾患の種類) 第4条 条例第5条第1号の規則で定める伝染性疾患及び遺伝性疾患並びに繁殖機能障害は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 伝染性疾患 ア 略 イ 豚にあっては、オーエスキー病、豚繁殖・呼吸障害症候群及び豚エンテロウイルス性脳脊髄炎</p> <p>(2)・(3) 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。